

平成28年(あ)第1869号 傷害致死被告事件
平成30年2月26日 第一小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中360日を本刑に算入する。

理 由

弁護人浦城知子，同木本茂樹及び被告人本人の各上告趣意のうち，判例違反をいう点は，事案を異にする判例を引用するものであって，本件に適切でなく，その余は，単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない（なお，原判決が，理由中において，訴因外の被告人の妻との傷害致死の共同正犯が成立するとしたことは，原審では当事者双方ともこのような共同正犯の成立を主張せず，被告人に対する不意打ちを防止するための措置も何ら採られていないなどの本件事案の下においては是認できないが，記録によれば，訴因どおりに傷害致死の単独犯を認定して被告人を懲役9年に処した第1審判決は相当と認められるから，これに対する控訴を棄却した原判決の結論に誤りはない。）。

よって，同法414条，386条1項3号，181条1項ただし書，刑法21条により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 木澤克之 裁判官 池上政幸 裁判官 小池 裕 裁判官
山口 厚 裁判官 深山卓也)